

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5

TEL 03-3201-0350 FAX 3201-0351

Eメール jrtoukairou@yahoo.co.jp

J R東海労働組合

発行人 淵上 利和
編集人 高山 浩

2024年

11月1日

第489号



<http://jrtoukairou.sakura.ne.jp/>



原告、堂々と意見陳述 津崎裁判第1回口頭弁論

津崎裁判第1回口頭弁論が10月25日、大阪地裁で開廷され、全地本から仲間が駆けつけました。

今弁論では、原告の渡邊幹夫さんが堂々と冒頭陳述を行いました。閉廷後、報告集会和懇親会を開催し、裁判勝利に向けた意思統一と原告の慰労を行いました。

冒頭陳述 提訴にあたって

第1回口頭弁論にあたり、一言申し上げます。

本件の原告も被告も労働組合の役員です。労働組合は組合員が主人公であり、組合員と組合員、役員と組合員、役員と役

24年度年末手当に関する申し入れ(第8号)を提出しました。要求は、

3.5ヶ月満額回答せよ！ 年末手当交渉始まる

基準内賃金と補償措置額の3.5ヶ月分、新幹線の開業60周年記念としてプラス一人10万円、更に専任社員にはプラス5万円です。本部は10月25日、第1回団体交渉を行い、趣旨説明を行いました。組合からの趣旨説明（要旨）は以下の通りです。

会社は令和7年度第1四半期決算（連結）で純利益1,197億円を發表した。運輸収入は2018年度比で102%であった。併せて、日外客数は6月に314万人、前年同月比51.2%増となり、単月として過去最高を記録した。1月～7月の上半期累計は2,107万人となった。

この増益は現場の社員の計り知れない苦労によって実現できていることは言うまでもない。当社の取り巻く状況は社員にとつて明るい材料のひとつであり、大きな期待を寄せている。

しかし、会社は協約改訂交渉の回答時に「増収・増益の決算となっているものの、当社を取り巻く経済状況や景気動向を踏まえると樂觀視できない状況」と挨拶したが、その一方で、「健全経営と安定配当」と、オウム返し発言を繰り返して、無駄な投資とも言えるリニア建設を進めている。

社員は地震や台風等の自然災害に対し大きな苦

労を重ねながら、変わることなく業務を遂行し、安全・安定輸送を担ってきている。

食料品や光熱費は軒並み値上がりし、ガソリン価格の高騰が持続され、家計を直撃している。

現場の社員によってなし得た利益を、社員に還元することは当たり前のことである。年末手当を低額に抑制することは認められない。社員なくして会社の存在などあり得ない。人材を最大の経営資源と捉えているならば、組合員、社員への期待も含め、会社は真摯に現場社員の苦勞に応え、申し入れの通り、満額回答をすること。

た」などと全く理解できないことを言いだしたのです。

私たち原告が、「津崎文書」の存在を初めて知ったのは、2024年1月末に「津崎文書」が郵送されてきた時で、「津崎文書」の作成は11月27日ですから、約2ヶ月後に初めてその存在を知ったのです。

ところが、「津崎文書」が作成された2日後の11月29日には、すでにJRR貨物労組の代表者会議で「取扱注意」の資料として配布され、JRR西労の地協役員等にも配布されていた。ようするに、「津崎文書」は、「近畿地協第35回定期委員会」

しかし、津崎さんは、私にも、小林にも謝罪などしていません。JR総連が言っていることは嘘です。実際、津崎さんは、私たちが抗議と謝罪を求める書面を郵送したら、その封書の「受け取り拒否」をされました。

このような津崎さんの姿勢は、「いかに組織をまとめるのか」ではなく、「いかに対立を作るのか」としか言いようがありません。したがって、私たちは、裁判沙汰になる前に、お互いによく話し合えば解決できると思っていますが、それは叶わず、残念ながら本件を提訴することになりました。信頼関係は組合運動

年11月26日に開催された「近畿地協第35回定期委員会」での原告・渡邊らの「発言とビラを配布」の行為を、「委員会終了後に開催した緊急常任委員会」で組織破壊攻撃と全常

つていたのです。私たちが「津崎文書」の存在を知った時点には、すでに私たちは、全国に「組織破壊者」の汚名を着せられ周知されていたのです。

ことを肝に銘じて、「嘘をつかない」「誠実に活動する」必要があります。嘘の報告を平然とした被告の津崎さんには、襟を正して反省し謝罪することと求めます。

上部組織であるJR総連や西・貨物等の組合に嘘の報告をしました。しかも、私たちJR東海労働身の役員から、「嘘を言うな」「そんな事実はない」「証拠として、録音がある」と反論されると、定期委員会が終了して半月も経過した地協常任委員会でも、あっさりと「ごめんなさい、謝ります」と言いながら、「改めて、組織破壊攻撃と確認し

書」による「近畿地協からの報告」を基に、私たち原告とＪＲ東海労新幹線関西地本を組織破壊者に仕立て上げ、ＪＲ東海労を制裁にかけ「除名」することを決定しました。

すべての発端は「津崎文書」です。この頃、ＪＲ総連は、「すでに津崎さんは嘘の報告書を撤回し、関係者にも謝罪している。」と言っています。

されていゝ組合員の皆さんにも、労働組合とは何か、役員はどうあるべきか、本件を機会によく考えていただきたいと思ひます。

最後に、裁判所におかれましては、事実認定を間違えず、正しくご判断いただくようお願い申し上げます。

2024年10月25日
 原告 渡邊 幹夫
 小林 國博

原告 渡邊 幹夫
被告 小林 國博
2024年10月25日

除名は不当だ！ 再審査申立を行う

J R総連第41回臨時大会でJ R東海労への除名が決定されました。J R東海労は、統制委員会の答申は多くの事実認定を誤り、勝手な解釈と矛盾した統制委員会の「答申書」を丸呑みしたものであるとして、除名を撤回する再審査答申を求め、再審査申立書を提出しました。

J R総連は、再審査申立書を受理し、10月30日、第47回臨時中央委員会を開催し、2回目の統制委員会を設置しました。再審査申立書の趣旨は、以下の通りです。

二重加盟について

J R東海労は、J S労の二重加盟を解消するために、J S労が労働組合としての安定基盤を確保するまでの過渡的措置として確認した。答申書では、J R総連第46回定期委員会(熊谷書記長(当時)の総括答弁で、J R東海労に対して、2月11日までという具体的な期日を示し、二重加盟の解消は、機関決定されたものである。」と記載されているが、このような事実はない。

J R総連近畿地協第35回定期委員会での「組織破壊攻撃」について
渡邊委員は、J S労結成の報告と、民主化闘争情報が組織破壊文書であることを前提とした発言をし、その上で、書かれている9月8日付の「J R総連緊急声明」の「真偽とその内容について」のJ R総連の見解を求めたのであり、その発言の補完として「J R総連緊急声明」「民主化闘争情報No.1037」を配布した。J R総連や近畿地協を批判したものでなければ、組織破壊を意図したものでない。

12月13日の津崎議長から新幹線関西地本笹田委員長に宛てたLINEの文書では「11月26日の組織破壊攻撃の確認は撤回します。申し訳ありませんでした。謝罪しお詫び申し上げます。」と記載され、「文書の撤回」については全く記載されていない。そもそも、津崎議長から「文書」など受け取っていない。統制委員会の答申は、事実認定に誤りがある。



袴田巖さん無罪確定！ 静岡地本、高検要請行動と集会開催

9月26日に静岡地裁で袴田巖さんの無罪判決が出されて以降、検察の控訴を断念させるために、静岡地本は市民団体と連帯した闘いを展開してきました。翌27日からのスタンディング行動をはじめ、10月8日には東京高検への要請行動に参加しました。東京高検への要請行動には、フランスのジャーナリストが来日し、「世界が注目をして訴えました。高検庁舎内に入れたのは6名でしたが、J R東海労組合員1名が入官でき、係員に控訴断念の旨を主張し、署名を手渡しました。多くの団体や人たちの連帯した闘いにより、検察は控訴を断念し、完全無罪が確定しました。

静岡地本は10月29日、浜松市内で「袴田巖さん再審完全無罪報告集会」を開催し、本部・各地本をはじめ多くのOB会員も参加しました。

集会には、来賓に「浜松 袴田巖さんを救う市民の会」寺澤代表が出席し、58年間もの長い闘い



本橋裁判控訴審不当判決！
民法には触れず争点をずらす

本橋浩司さん(本部書記長)が出向取消・東京就業検査車両所復帰を目的として闘っている裁判の控訴審で東京高裁は10月9日、地裁判決の判断をそのまま踏襲した不当判決を言い渡しました。

この裁判の争点は、民法625条第1項に「使

新幹線地本は同日、報告集会を開催し、不当判決を許さず職場から組織強化・拡大の闘いを行うことを確認しました。

日、この場で集会を開催して以降、各市民団体の仲間と連帯し闘ってきた。検察・警察の捏造を暴露することにより、無罪判決を勝ち取った」と成果を訴えました。山本書記長は、基調提起で「袴田さん以外にも、冤罪で苦しんでいる人たちがいる。冤罪撲滅の闘いを進めると共に、再審法の是正を求めて闘おう」と訴えました。

また、出向により発生した労働組合活動への支障についても、「支配介入には当たらない」と、恣意的解釈を行いました。

ホームページについて
単組の大会内容や特別決議をそのホームページで宣伝するのは何ら批判されるいわれはない。労働組合は秘密組織ではない。「組織暴露であり迷惑」「J R総連ならびに加盟各単組を侮辱する行為」などの主張は失当である。

統制委員会見解について
J R東海労本部と新幹線関西地本が「統制委員会

会に対する見解」をホームページ上に掲載したことについて、統制委員会「非公開を原則とする」と断定した。しかし、J R東海労及び新幹線関西地本は、統制委員会に出席したことはない。従って、統制委員会で議論されたことを知る余地もないため、「非公開の審議内容を公開した事実」も、統制委員会の「審議の守秘」を軽んじた事実」も存在しない。